

Ⅲ 生活保健指導部から

Ⅲ-1 生徒心得・生徒心得細則について

本校では学校ホームページのなかに、「生徒心得」・「生徒心得細則」・「集団の一員としての規律とマナー」が掲載されています。このルールをもとに桜丘高校の生活は成り立っています。新入生の皆さんは熟読してください。入学前ですので「生徒心得」・「生徒心得細則」・「集団の一員としての規律とマナー」を掲載します。よく読み、桜高生としての自覚を持って生活してください。

生徒心得

本校生徒としての心構え

私たち誰もが、健康で文化的な生活を送る権利を持っています。また自分の力で未来を切り開き、人間としての成長を追求することのできる権利を持っています。そのなかでも、高校生の持つ権利として最も尊重されなければならないのが、「学習権」です。「学習権」を持つということは、自己の人格を完成するために必要な知識や技能を獲得することが保障されているということです。

また学校は集団生活の中で自己の成長をはかる場ですから、自分以外の全ての生徒たちも「学習権」を持っているということを自覚するとともに、それを尊重しなくてはなりません。従って、他の生徒の学習を妨げる行為や他人に不快感を与える行為は慎む必要があるのです。

また、それとともに大切なことは、さらにより「集団」へと発展させることです。そのために、授業、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事、部活動など様々な学校生活の場で、積極的かつ前向きに努力することが生徒一人ひとりに求められているのです。

次に、集団生活を維持・発展させるために守らなければならないことを掲げます。

学習

- 1 生徒本来のつとめは学習であることを自覚し、常に積極的な姿勢で臨む。

服装

- 1 学校内での生活及び登校・下校においては、本校の定める制服を着用する。
- 2 服装・身だしなみは、常に清潔にして、品性を保つようにする。

生活

- 1 登校・下校、授業、行事などに関しては、本校の定める時間を守る。
- 2 校舎・教室の美化に心がけるとともに、公共物を大切に扱う。
- 3 登校時より放課後までは外出しない。
- 4 校内での飲食は、定められた時間、場所において行う。

生徒心得細則

A 服装

- 1 制服はフォーマルとして位置づける。
- 2 制服、ボタンは次ページの図に示したものとする。
男女共、夏服時については袖章をつけることとする。(アイロンで左袖につける。)
休日、休暇中においても登下校時は制服を着用すること。
- 3 Yシャツ・ブラウスは白長そで、夏は白半そでポロシャツも認める。
- 4 セーター・ベスト・カーディガンは無地とする。ただし、冬服以外の期間(服装調整期間を含む)は、制服(ブレザー)の代わりに着用して登校することができる。
- 5 学校指定のネクタイ・リボン、登下校時及び集会・式典等には着用すること。ただし、衣替え調整期間を含む夏季期間は、ネクタイ・リボンは略してもよい。
- 6 登下校の際は高校生にふさわしい靴を着用する。校舎内の上履き及び体育館履きは、本校所定のものを使用すること。
- 7 登下校時の防寒を目的とする衣服については、本校生徒としてふさわしいものとする。
- 8 体育の時間は本校所定の運動着を着用すること。
- 9 パーマ及びこれに類するもの、指輪、マニキュア、ネックレス、ピアスなどは認めない。
- 10 夏・冬服の衣替えの時期は原則として6月1日、及び10月1日とし、その前後1か月間を調整期間とする。
- 11 上記規定にやむを得ぬ事情で異装する時は、HR担任の許可を得ること。

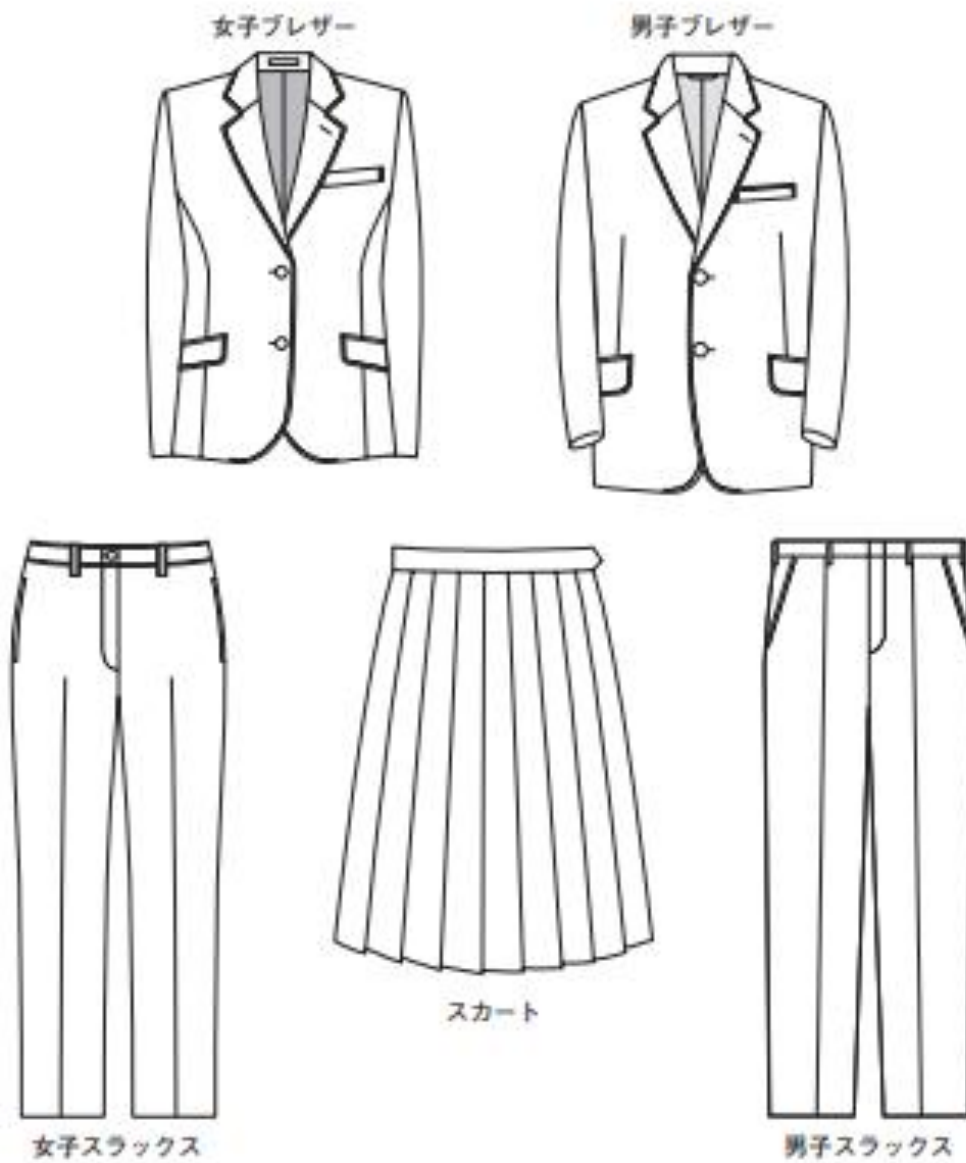
B 校内生活

- 1 授業中、病気その他の理由で入退室するときは、教員の許可を得ること。
- 2 欠席・遅刻・早退・欠課・見学は「すぐる」を利用して事由を付して、保護者より届け出ること。
- 3 集会は関係教員に届け出ること。
- 4 校内の諸掲示物は、関係教員の捺印をうけ、所定の場所に掲示すること。
- 5 校内において出版物を刊行または配布するとき、金銭を徴収し、または寄付を募る時、校外から人を招く等の場合は、学校長の許可を得ること。
- 6 学校生活に直接関係のない遊戯具は学校へ持参しないこと。
- 7 登校後は無断で外出しないこと。やむを得ず外出する場合は担任またはこれに代わる教員の許可を得ること。

C 登下校

- 1 自転車、オートバイ等による通学は禁止とする。
- 2 ただし下記の条件を満たす場合に限り、自転車を利用した通学を許可する。
 - (1) 電車利用者で自宅から最寄りの駅までの交通機関が不便な場合。
 - (2) 最寄りの駅に駐輪場があり、契約書の写しを提出できる場合。
 - (3) 対人対物保険に加入している場合。
 - (4) その他、学校が必要と認める条件を満たす場合。

図 ネクタイ、リボン、ボタン、夏用袖章、制服



集団の一員としての規律とマナー

★決められた時間を守りましょう。

- 8：20 までに登校するように心掛けましょう。ただし、7 時前の登校は禁止です。
- 欠席するときは、担任に連絡してください。
- 教室の使用は 17 時までとし、それ以降は自習室を利用して 19 時までに下校してください。
- 体調不良で早退する場合は保健室の先生の指示に従い、担任または授業担当の先生に「保健室利用連絡票」を提示して帰宅してください。
- 一般の生徒の下校時刻は 17 時です。部活動の場合は 19 時までに校門をでるようにしてください。
- なんらかの理由で遅くなった場合は、家庭に連絡し、集団で下校するように心掛けてください。

★貴重品は自分でしっかり管理しましょう。

- 現金、貴重品はいつも身につけておく、またはクラスの貴重品袋を利用する、ロッカーは施錠するなどして、管理に万全を期してください。
- 落としものをした場合、また拾った場合は、生活保健部遺失物係の先生に届け出てください。
- 上履き、体育館履きには記名してください。

★校内での環境美化に努めましょう。

- 清掃は教室及び特別区域の割り当てがありますので、協力しておこなってください。
- 美化には一人ひとりの心遣いが大切です。ゴミの投げ捨て、紙パック・空き缶を放っておくなどの「小さな公害」を身の回りからなくしていくことを心掛けましょう。
- ゴミの分別を守りましょう。基本的にゴミは持ち帰るようにしましょう。
- 掃除用具の点検、担当区域の美化に心を配り、学校全体をよりきれいにする推進力となるよう努力しましょう。
- 下校時には一人ひとりが戸締まり、消灯、エアコン停止の確認に留意してください。

★近隣住民の方に気を遣って行動しましょう。

- バス利用時は、「割り込みはしない」「乗車したら奥の方からつめる」「声高に話さない」「できるだけ席はゆずる」などマナーを守ってください。
- 登下校時の歩行に関して、広がらないように歩きましょう。他の歩行者の迷惑にならないよう心掛けてください。車両との接触事故の可能性が大きくなります。

★学校外の生活においても学生としての自覚をもって行動しましょう。

- 高校生のアルバイトは学業に支障がでやすいので、学校としては好ましくないと考えています。もし必要であれば、保護者の承諾のもとで学業に支障のない範囲で行ってください。
- 事件・事故にまきこまれかねない軽率な行動は慎みましょう。

□ 生活保健指導部から“今”伝えておきたいこと

桜丘高校では、学校を多数の生徒・教職員とともに集団生活を送るなかで、自己の成長をはかる場としてとらえています。円滑な集団生活のために、周囲の人に不快感を与える行為や、他の生徒の学習や成長を妨げることにつながる行為は厳に慎まなければなりません。同時に、桜丘高校をよりよい集団へと発展させることが、皆さんの成長にプラスの影響を及ぼすと考えます。

授業、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事、部活動などさまざまな学校生活の場で、積極的かつ前向きに取り組んでいってほしいと願っています。

- ① 高校入学はゴールではありません。新たなスタート地点です！
- ② 桜丘高校のなかに、あなたの好きな“場所”、夢中になれる“何か”を見つけましょう！
- ③ 自分のことも周囲の人のことも大切にしましょう。あなたも今日から「いじめのない桜丘」をめざす一員です。
- ④ 自立した人になりましょう。
- ⑤ スマートフォン、SNSには多数の“危険”が潜んでいます。正しく利用しましょう。
- ⑥ 貴重品・持ち物はしっかり自己管理しましょう。(学校に不要なもの・必要以外の現金は持参しない)
- ⑦ 公共交通機関の利用マナーや通学時の歩行マナーを遵守しましょう。
- ⑧ 困ったことが起きたら、一人で抱え込まずに信頼できる人に相談してください。

私たち職員は、皆さんの高校生活を支援していきます。